

「特別用途食品」適正広告自主基準

第1版 2026年4月1日

「特別用途食品制度の活用に関する研究会」

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

「特別用途食品」適正広告自主基準 目次

1. 自主基準作成の目的
2. 対象となる特別用途食品の種類
3. 対象者の範囲
4. 広告の範囲
5. 事業者の責務
6. 広告における表示事項
 - (1) 必須表示事項
 - ア 特別用途食品である旨の表示
 - イ 許可を受けた表示の内容（許可表示）
 - ウ 医師、管理栄養士等への相談、指導を得て使用することが適当である旨の表示
 - (2) 必須表示事項イ、ウの省略について
 - (3) 任意表示事項
 - ア 許可表示の言い換え
 - イ 許可基準に関する表示（許可基準型に限る）
 - ウ 臨床データ（グラフ等）の表示
 - エ 成分等に関する表示（個別評価型病者用食品、総合栄養食品に限る）
 - オ 食事療法の基本的知識の説明に関する表示
 - カ 使用方法に関する表示
 - キ 安全性に関する表示
 - ク 統計データ等の表示
 - ケ アンケート・モニター結果の表示
 - コ 医師・専門家等を起用した表示
 - (4) その他の留意事項
 - ア シリーズ商品の広告を行う場合
 - イ 消費者庁の許可に関する表示を行う場合
 - ウ 不当表示に該当する事項等

「特別用途食品」適正広告自主基準

1. 自主基準作成の目的

本基準の対象となる病者やえん下困難者を対象とする特別用途食品は、食事療法の実施やその継続のために必要な食品とされる。当協会が主催する「特別用途食品制度の活用に関する研究会」は、本制度の活性化をめざし、研究会活動に参加する企業有志とともに通知改正要望等に取り組んできた。その結果、新たな許可基準の追加や運用改善等がなされ、2017年当時、約50製品だった許可件数が数年のうちに160製品となり約3倍となった（2026年3月現在）。このような中、特別用途食品の広告に関する情報は限られており、具体的に記述したものは特段無いのが現状である。

特別用途食品に関する広告は、消費者の適切な使用のため、分かりやすい情報を提供すること、また、当該食品の認知度を高めることで必要な流通を確保し、特別用途食品を利用した栄養管理を行いやすい環境を整えるという観点から、重要な役割を果たすものとする。

今後はより一層、新規参入企業や許可品が増えることが想定される。このことから、許可を取得し長年製造・販売に携わってきた企業及び当該制度を熟知する企業関係者等の協力により、「特別用途食品制度の活用に関する研究会」において、一般消費者を対象とする広告に関する留意事項をまとめた本基準を策定した。事業者の皆様には適正な広告業務の推進にぜひご活用いただきたいと考える。

なお、医師、管理栄養士等の専門家向けの情報提供は本基準の対象としない。

2. 対象とする特別用途食品の種類

本自主基準で対象とする「特別用途食品」は、次の各号に掲げる食品群に該当するものをいう。なお、乳児用調製乳、許可基準型病者用食品アレルギー除去食品、許可基準型病者用食品無乳糖食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、特定保健用食品は対象外とする。また、健康増進法第63条第1項に規定する承認を受けた食品についても以下の規定を準用するものとする。

- ・ 許可基準型 病者用食品 低たんぱく質食品
- ・ 許可基準型 病者用食品 総合栄養食品
- ・ 許可基準型 病者用食品 糖尿病用組合せ食品
- ・ 許可基準型 病者用食品 腎臓病用組合せ食品
- ・ 許可基準型 病者用食品 経口補水液
- ・ 個別評価型 病者用食品
- ・ 許可基準型 えん下困難者用食品
- ・ 許可基準型 とろみ調整用食品

3. 事業者の範囲

本基準を遵守すべき事業者とは、特別用途食品の許可を受けた者又は特別用途食品の表示内容に責任を有する者をいう。

なお、健康増進法第 65 条第 1 項は「何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない」と規定している。このため、本基準の対象者の範囲ではないものの、特別用途食品の表示をする者であれば、新聞社、雑誌社、放送事業者等の広告媒体事業者等も健康増進法第 65 条第 1 項の対象となり得る。

4. 広告の範囲

広告の範囲は、顧客を誘引するための手段として行う広告その他の表示であって、例えば次に掲げるものをいう。

- (1) 商品（サンプルを含む。）、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものも含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
- (3) ポスター、看板（プラカード又は建物、電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告
- (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

5. 事業者の責務

本自主基準に関する基本的な考え方と事業者の責務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 健康増進法、食品表示法、食品衛生法、景品表示法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）等や消費者庁等から出される通知等を遵守すること。
- (2) 広告において、健康増進法及び景品表示法は特定の用語等の使用を一律に禁止するものではなく、広告全体を通じて一般消費者に与える印象を判断されるため、特定の用語等のみならず広告全体の印象についても十分に配慮すること。
- (3) 広告を通じて、食事療法上の使用の範囲を超えて、疾病の治療又は予防ができるかのような誤認を与えないように留意し、疾病者の適切な治療の機会を損失

- させることがないように十分に注意すること。
- (4) 不適切使用による事故が起きないように、広告を通じて消費者に適切な使用のための情報提供を十分に行うこと。
- (5) 広告に関しては、事業者が広告の実施される流通又は広告媒体等に適切な情報を提供し、本基準が守られるよう努めること。

6. 広告における表示事項

(1) 必須表示事項

必須表示事項は次のア、イ、ウとし、見やすい場所に明瞭に表示すること。

なお、経口補水液については「「特別用途食品の表示許可等について」(令和元年9月9日消食表第296号消費者庁次長通知)」の「別添3 特別用途食品の取扱い及び指導要領」の「11 経口補水液の販売方法」が定められていることから合わせて遵守すること。

ア 特別用途食品である旨の表示

医薬品、特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品、その他の食品等と区別するため、特別用途食品である旨(特別用途食品の許可証票(以下「マーク」という。))による代替可)を表示をすること。なお、十分な視認性を確保できる鮮明な容器包装画像での表示でも差し支えない。

また、経口補水液については、許可基準型と個別評価型で表示できる内容が異なることから、いずれの許可区分の経口補水液であるかを明示すること。

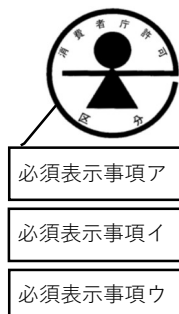
イ 許可を受けた表示の内容(許可表示)

「許可を受けた表示の内容」又は「許可表示」と明記した上で、表示許可書に記載された内容のとおり表示すること。

ウ 医師、管理栄養士等への相談、指導を得て使用することが適当である旨の表示

適切な範囲の表示例(総合栄養食品の事例)

任意表示事項ア、イ



「●●●は食事摂取が十分でない場合に食事を代替できる製品です。食事として摂取すべき栄養素をバランスよく含んでいます。」

「許可表示：●●●は食事として摂取すべき栄養素をバランスよく配合した総合栄養食品です。疾患等により通常の食事で十分な栄養を摂ることが困難な方に適しています。」

「医師、管理栄養士等への相談、指導を得て使用してください。」

(2) 必須表示事項イ、ウの省略について

(1) 必須表示事項イ、ウについては、次のア～カに該当する場合は省略しても差し支えない。ただし経口補水液については(1)のとおり次長通知に定められ

た事項を遵守すること。

- ア 特別の用途を訴求しない場合（品名広告や企業キャッチコピーのみ等）
- イ 実店舗等で商品の全面表示が確認でき、当該広告物を近接箇所に設置する場合
- ウ ウェブサイト等でワンクリックでイ、ウの全文を確認できる場合
- エ 間違い品の一覧表等、同一ページで必須表示事項が重複する場合
- オ 表示スペース、表示時間が限られる場合

不適切表示例（表示サイズが十分ある広告媒体の場合）



「●●●は食事として摂取すべき栄養素をバランスよく配合した総合栄養食品です。疾患等により通常の食事では十分な栄養を摂ることが困難な方に適しています。」

不適切な理由：

- ・ 許可表示の文頭に「許可を受けた表示の内容」又は「許可表示」の文言がなく、任意表示事項と区分できないため。
- ・ 省略要件に該当しないにも関わらず、必須表示事項（１）ウ「医師、管理栄養士等の指導～」の表示がないため。

カ 食品表示基準に基づく栄養強調表示の範疇である場合

食品表示基準に基づく栄養強調表示（栄養成分の量及び熱量について「〇〇含有」、「低〇〇」など）は、（１）必須表示事項イ、ウの有無によらず食品表示基準の遵守により表示することができる。なお、この場合においても、（１）必須表示事項アの特別用途食品である旨の表示は行うこと。

適切な範囲の表示例（えん下困難者用食品の事例）

栄養成分表示	
１パック（80g あたり）	
熱量	80kcal
たんぱく質	6g
脂質	0g
炭水化物	14g
食塩相当量	0.05g
ビタミンC	20mg

「●●ゼリー」

「本品はビタミンCを含む食品です。」



栄養強調表示（含む旨）を満たす

必須表示事項ア

不適切表示例

「●●ゼリー」（上記と同じ製品）

「許可表示：本品は、えん下困難者に適したゼリー食品です。」

「本品はビタミンCを含む食品です。ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。」

不適切な理由：

- ・栄養機能食品におけるビタミンCの栄養機能表示であり、当該製品の許可表示には栄養成分に係る表現がない。特別用途食品について、許可基準に係る当該栄養成分及び熱量以外の成分に係る健康の保持増進効果（ここでは栄養機能表示）の表現を行うことは、当該表示についても国が許可しているかのような誤認を与えらることになるため。
- ・必須表示事項（1）ア特別用途食品である旨の表示、ウ「医師、管理栄養士等の指導～」の表示がないため。

（3）任意表示事項

任意表示事項は必須表示事項を満たした上で表示すること。任意表示事項を表示する場合においても、5. 対象者の責務を遵守するよう十分に注意すること。

ア 許可表示の言い換え

許可表示の言い換えは、消費者に当該製品の許可表示に対する誤認を与えないように留意し、消費者により分かりやすい表現となる場合、別途キャッチコピー、専門用語の平易な言い換えや簡略化、一部省略した表示、追加の説明を表示することができる。ただし、表示する場合は、過大な効果を期待させ、又はその過大な効果についても国が許可しているかのように誤認させることがないように表示すること。

不適切表示例

◆総合栄養食品の場合

当該製品の許可表示例：本品は、食事として摂取すべき栄養素をバランスよく配合した総合栄養食品で、疾患などにより通常の食事では十分な栄養を摂ることが困難な方に適しています。

不適切表示例：本品は、食事として摂取すべき栄養素をバランスよく配合し、疾患などによって起こる低栄養状態を治すことのできる総合栄養食品です。

不適切な理由：

総合栄養食品は低栄養状態にも有用な製品を含む食品群であるが、治すという表現は、許可の範囲を超えて過大な効果を期待させ、医薬品と誤認させるような表現にあたるため。

◆えん下困難者用食品の場合

当該製品の許可表示例：本品はえん下困難者に適したゼリーです。

不適切表示例：本品はえん下困難者が罹りやすい誤嚥性肺炎を治療できるゼリーです。

不適切な理由：

治療できるという表現は、許可の範囲を超えて過大な効果を期待させ、医薬品と誤認させるような表現にあたるため。

◆経口補水液（許可基準型）の場合

当該製品の許可表示例：本品は、感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態に適した経口補水液です。

不適切表示例：本品は、感染性胃腸炎による下痢・嘔吐や熱中症の脱水状態に適した経口補水液です。

不適切な理由：

熱中症という表現は、当該製品においては許可の範囲を超えて過大な効果を期待させる表現であるため。

イ 許可基準に関する説明の表示（許可基準型に限る）

許可基準型においては通知に定める次の各号に示す許可基準に関する説明を表示できる。なお表示する場合は、過大な表現とならないよう十分に注意すること。

・低たんぱく質食品、糖尿病用組合せ食品、腎臓病用組合せ食品の場合

「規格」及び「許容される特別用途表示の範囲」並びに「栄養成分等の基準」

・経口補水液の場合

「規格」及び「許容される特別用途表示の範囲」並びに「栄養成分等の基準」

・総合栄養食品の場合

「規格」及び「許容される特別用途表示の範囲」並びに「表1 栄養成分等の基準」「表2 標準範囲」

・えん下困難者用食品、とろみ調整用食品の場合

「表示の適用範囲」及び「規格基準」

不適切表示例

えん下困難者用食品はえん下を容易にし、誤えん及び窒息を防ぎ、誤嚥性肺炎を治療することを目的とするものです。

不適切な理由：

えん下困難者用食品の表示の適用範囲は「えん下を容易にし、誤えん及び窒息を防ぐことを目的とするもの」であるが、誤嚥性肺炎を治療するとの表現は、許可の範囲を超えて過大な効果を期待させ、医薬品と誤認させるような表現にあたるため。

ウ 臨床データ（グラフ等）の表示

使用する臨床データの出典が査読のある学術誌に掲載されたものであり、かつ、許可を受けた食品に関する許可申請書の添付資料である場合に限り、許可表示及び容器包装における効果について、試験概要及び出典を明記した上で、臨床データ（グラフ等）を用いた説明を表示することができる。なお「臨床データ」

とは、グラフ又は数値による臨床試験成績の説明を指すものであり、グラフを使用せずに結果を数値で説明する場合も含む。なお表示する場合は、内容を拡大解釈させ、又は誤認させることがないように表示すること。

エ 成分等に関する表示（個別評価型病者用食品、総合栄養食品に限る）

個別評価型病者用食品において、関与する成分に関する説明を表示することができる。また、総合栄養食品において容器包装上に表示が認められた疾患等がある場合、当該疾患に適するよう調整した成分の説明を表示することができる※。ただし、表示する場合は、許可を受けた食品に関する許可申請書の添付資料の範囲で表示することとし、許可表示及び容器包装上の疾患等の表示を誤認させることがないように表示すること。また、医薬品と誤認させることがないように注意すること。

※特別用途食品における質疑応答集問8に係る消費者庁への許可申請を要する。

不適切表示例

個別評価型病者用食品●●について、「関与成分○○は◆◆予防管理ガイドラインで◆◆の治療に必要な不可欠な栄養素として掲載されています。」

不適切な理由：

許可申請書の添付資料とした◆◆予防管理ガイドラインには、関与成分○○の説明はあるものの、「治療に必要な不可欠な栄養素」という表現はなく、ガイドラインの記載内容の範囲を超え、医薬品と誤認させるような表現にあたるため。

オ 食事療法の基本的知識の説明に関する表示

消費者が当該製品を用いた食事療法の基本的知識を得ることができるよう、許可の対象となる疾患及び食事療法の基本的知識の説明を表示することができる。ただし、製品と区別して説明することとし、次の各号に掲げる事項に十分に注意すること。

(ア) 参考元の資料を明記すること。参考元の資料は、関連する診療ガイドライン及びそれに準じるステートメントや、医師・管理栄養士等養成機関の教科書として十分な使用実績があるもの等、客観性が担保されたものであること。

(イ) 広告を通じて、食事療法上の使用の範囲を超えて、疾病の治療又は予防ができるかのような誤認を与えないように留意し、疾病者の適切な治療の機会を損失させることがないように十分に注意すること。

不適切表示例

静脈経腸栄養ガイドラインを引用して、「褥瘡患者には必要に見合ったエネルギーやたんぱく質の投与、特定の栄養素の投与などの栄養介入が推奨されてい

ます。本品を使用することで疾患を治療できます。」と表示

不適切な理由：

治療できるという表現は、過大な効果を期待させ、医薬品と誤認させるような表現にあたるため。

カ 使用方法に関する表示

消費者が当該製品を適正にかつ日常の食生活に合わせて使用することができるよう、申請書に記載した標準的な使用方法に加え、それ以外の使用方法に関する表示をすることができる。この場合、標準的な使用方法を表示した上でそれ以外の使用方法を表示すること。また、必要に応じ注意事項を表示する等、不適切な使用にならないよう十分に注意すること。

適切な範囲の表示例

- ・ えん下困難者用食品において、容器包装に表示された温度帯（20℃、45℃）での物性を示した上で、それ以外の温度帯（冷蔵庫内保存時など）の物性を示し、必要に応じ当該温度帯での注意事項を表示する場合。
- ・ とろみ調整用食品において、容器包装に表示された代表的な食品（水など）での使用量を示した上で、その他の食品（牛乳やみそ汁など）にとろみをつける際の使用量を示し、必要に応じその他の食品で使用する際の注意事項を表示する場合

不適切表示例

- ・ えん下困難者用食品において、喫食目安温度以外の温度帯における物性が変化するにも関わらず、「喫食目安温度の範囲外でも安全に食べられます。」と記載した場合。

不適切な理由：

- ・ 容器包装に表示された温度帯での物性を表示していないため。
- ・ 喫食目安温度以外の温度帯において物性が変化するにも関わらず、当該温度帯での注意事項がなく「安全に食べられます」と表示することは、許可の範囲を超え、利用者に誤認を与えることになるため。

キ 安全性に関する表示

許可を受けた食品の安全性に関して表示することができる。ただし、表示する場合は、許可申請書の添付資料の範囲で表示すること。

不適切表示例

「安全性に関する実績として複数の医療機関から推薦されています。どなたでも安全に使用いただけます。」と表示

不適切な理由：

安全性に関する実績として、複数の医療機関から推薦を得ている許可品であることは事実であるが、特別用途食品は医師・管理栄養士の指導の下で使用される製品のため、その指導がなく「どなたでも安全に使用いただけます。」と切り切ることは、過大な効果を期待させ、利用者に誤認を与えることになるため。

ク 統計データ等の表示

公的機関の国民の健康・栄養に関する一般的な情報や資料等を表示することができる。ただし表示する場合は、次の各号に掲げる事項に十分に注意すること。

(ア) 出典（引用元の資料）を明記すること。

(イ) 一般的な情報や資料の内容を拡大解釈させたり、誤認させたりすることがないようにすること。

不適切表示例

厚生労働省が公表した令和2年人口動態統計月報年計によると、誤嚥性肺炎は日本において死因の第6位です。とろみ調整用食品を使用すると、誤嚥性肺炎による死亡を減らすことができます。

不適切な理由：

統計資料の説明は適正であり、かつ、とろみ調整用食品は、えん下を容易にし誤えんを防ぐ食品であるが、誤嚥性肺炎による死亡を減らすことができると言い切ることは、許可の範囲を超えた過大な表現であるため。

ケ アンケート・モニター結果の表示

アンケート・モニター調査等の結果を表示することができる。ただし、表示する場合は、一部の都合の良い体験談や、体験者の都合の良いコメントのみを引用するなどして、調査結果を誤認させることがないように表示すること。また、アンケートやモニター調査の条件（質問内容、対象者、人数等）を適切に表示すること。なお、アンケート・モニター調査等の対象には、一般消費者だけでなく、医師・管理栄養士等の専門家も含まれる。

不適切表示例

アンケートの結果として「〇%の人が購入したことに満足した」と表示。

不適切な理由：

調査条件（質問内容、対象者、人数等）を適切に表示していないため。

コ 医師・専門家等を起用した表示

医師・専門家等を起用した表示をすることができる。ただし、表示する場合は、食事療法上の使用の範囲を超えて、疾病の治療又は予防ができるかのような誤認を与えないように留意し、疾病者の適切な治療の機会を損失させることがな

いように十分に注意すること。特に医療関係者、大学教授など権威のある者による感想文や推薦文で、効果、安全性を保証するような内容は過大な表現に該当するおそれがあるので十分に注意すること。

不適切表示例

△△大学教授の談「総合栄養食品は 1 日に必要な栄養素がバランスよく配合されているので、これ一つで栄養管理は万全です」

不適切な理由：

総合栄養食品は食事として摂取すべき栄養素をバランスよく配合した食品であるが、個々の利用者の身体状況は異なる。大学教授など権威のある者により、医師、管理栄養士等の指導の必要性を促さないまま、当該食品のみで栄養管理が万全であると言い切る内容は、過大な効果を期待させ、利用者に誤認を与えることになるため。

(4) その他の留意事項

ア シリーズ商品の広告を行う場合

特別用途食品及び特別用途食品でない商品を含むシリーズ商品を並べて表示する場合、シリーズ商品全体が特別用途食品であるかのような誤認を消費者に与えないよう、特別用途食品と特別用途食品ではない商品を明確に区別し、消費者が誤認することがないように、十分に注意すること。

適切な範囲の表示例

特別用途食品と特別用途食品ではない商品を線で区切る、ページを変える、製品群間に余白を設けるなど明確に分ける。

イ 消費者庁の許可に関する表示を行う場合

消費者庁の許可に関する表示を行う場合、製品の効果や安全性を消費者庁が保証しているかのような誤認を与えることがないように十分に注意すること。

適切な範囲の表示例

- ・本品は消費者庁が許可した特別用途食品です。
- ・本品は消費者庁が有効性・安全性を審査し、個別に許可を受けた個別評価型病患者用食品です。

不適切表示例

- ・本品の有効性・安全性は消費者庁が保証しています。

不適切な理由：

特別用途食品は消費者庁が有効性及び安全性を許可申請書にて審査し、許可を得たものであるが、当該食品の有効性や安全性の管理は、製造時の品質管理を含め申請者の責務であるため。

ウ 不当表示に該当する事項等

次のような不当表示を行わないこと。

- (ア) 客観的な根拠に基づかずに、許可を受けた食品が特に優秀であるかのように誤認されるおそれがある表示
- (イ) 他社製品の品質、効果、安全性その他の事項について誹謗するような表示
- (ウ) 成分又は原材料について実際のものより優良であると誤認されるおそれがある表示
- (エ) 原産国について誤認されるおそれがある表示
- (オ) その他、許可等を受けた食品の内容又は取引条件について一般消費者に誤認させるおそれがある表示

附則

本書は、2026年4月1日から施行する。